

I 令和2年度 地域包括支援センター運営状況（令和2年4月1日～令和3年3月31日実績）

資料 I

1)介護予防ケアマネジメント業務

事業対象者及び要支援認定者に対して、要介護状態になることを予防するため、自立支援を考えながら課題を整理し、高齢者が住み慣れた地域で生活を維持できるよう、本人のできることを共に発見しながら主体的な活動と社会参加につなげる。

(1)第1号介護予防支援事業(介護予防ケアマネジメント) 件数

事業対象者及び介護予防・生活支援サービスのみを利用する要支援認定者に対して、介護予防や日常生活支援を目的として、その心身の状況や環境等に応じて対象者自らの選択に基づき、適切なサービス事業が実施されるように必要な援助を行うもの。（介護保険法第115条の45第1項第1号ニ）
原則は地域包括支援センターが実施するが、居宅介護支援事業所への委託も可能である。（指定介護予防支援とは別制度）

地域包括支援センター名	包括別第1号介護予防支援件数(令和2年度業務月報より)											
	マネジメントの類型			合計			加算(再掲)			初回		
	ケアマネジメントA	ケアマネジメントC	合計	包括	委託	合計	包括	委託	合計	包括	委託	合計
社会福祉協議会	824	1,946	2,770	3	1	4	827	1,947	2,774	27	64	91
つくし	42	1,166	1,208	0	0	0	42	1,166	1,208	0	30	30
健楽園	173	1,540	1,713	2	0	2	175	1,540	1,715	7	44	51
鶴岡西	154	688	842	0	0	0	154	688	842	2	20	22
ふじしま	111	538	649	0	0	0	111	538	649	8	16	24
はぐろ	205	217	422	0	0	0	205	217	422	12	6	18
永寿荘	352	560	912	1	0	1	353	560	913	15	10	25
あさひ	116	216	332	1	0	1	117	216	333	7	2	9
あつみ	701	45	746	0	0	0	701	45	746	19	4	23
合計	2,678	6,916	9,594	7	1	8	2,685	6,917	9,602	97	196	293

※ケアマネジメントBは全ての包括で実績なし

(2)会議及び研修会

目的：総合事業の現状と課題を把握することで、自立支援に資する介護予防ケアマネジメント業務に活かす。

1)保健師等資質向上研修

- ① 基本チェックリストの記載・同時申請について
- ② 認知症高齢者見守りサービス事業、認知症に関する相談情報連絡箇の運用について
- ③ 障害サービスから介護保険に移行した事例について
- ④ 軽度者に係る福祉用具貸与について

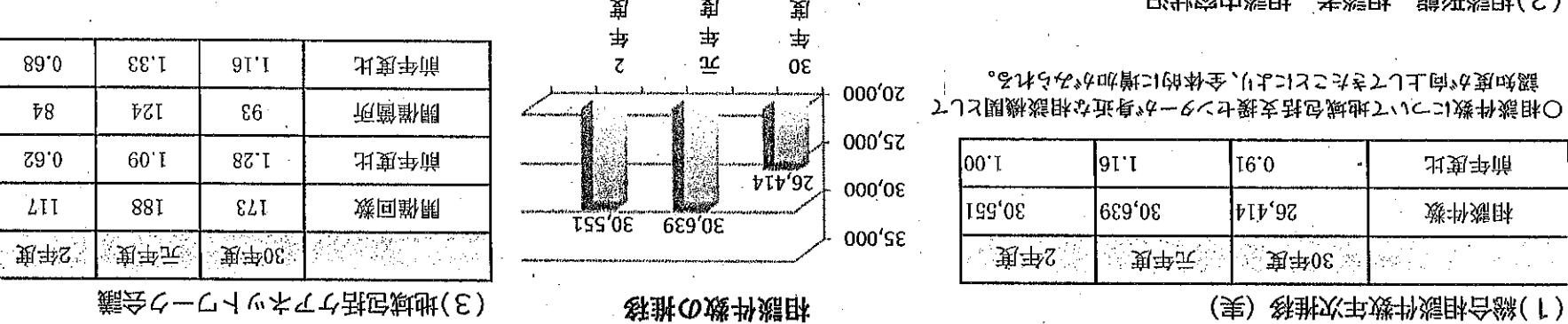
2)介護予防・日常生活支援総合事業に関する情報共有

- ① 介護予防ケアマネジメントマニュアルの再確認
- ② 総合事業全般、事例、事業所等の情報共有
- ③ サービス未利用者データを活用した実態把握、支援
- ④ その他

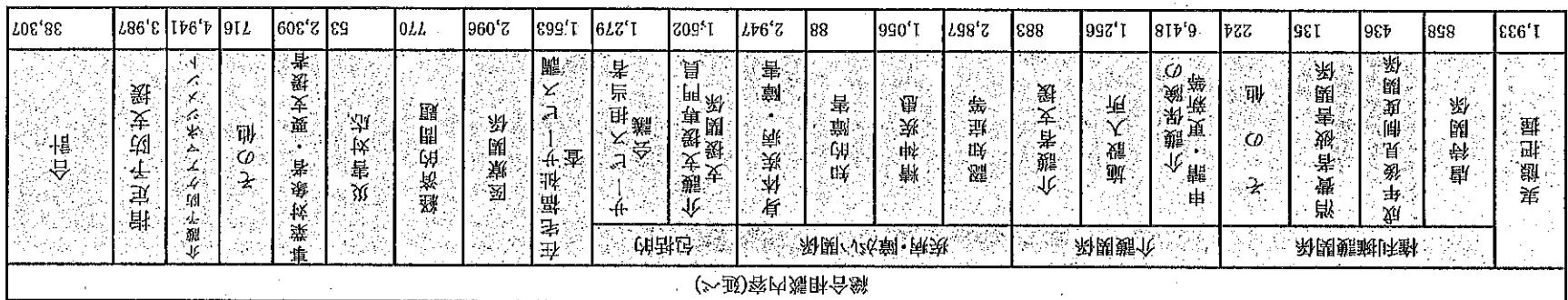
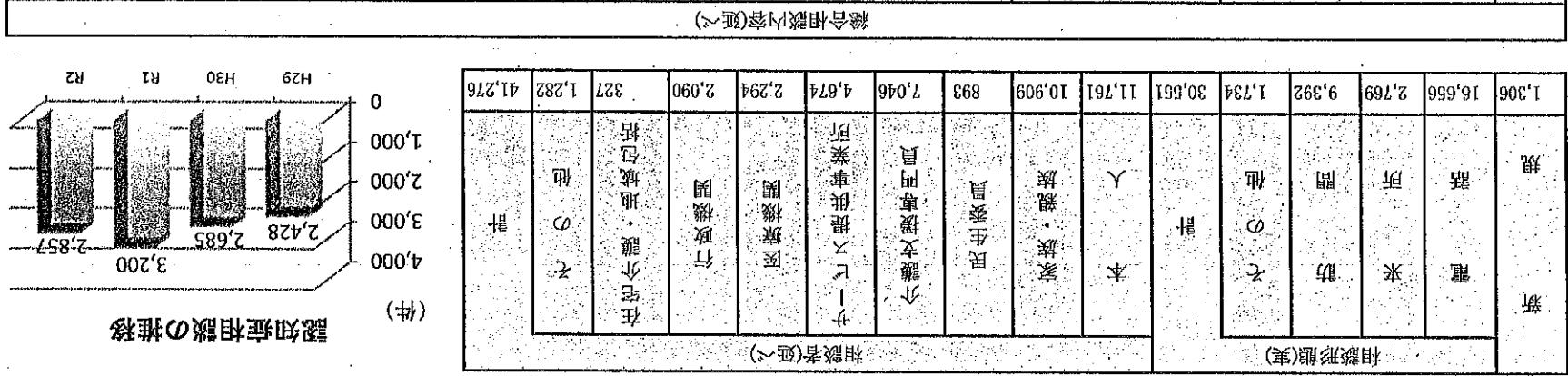
【参考】

ケアマネジメントA	原則的なケアマネジメント
指定事業所のサービス利用・短期集中サービス利用	
ケアマネジメントB	簡略化したケアマネジメント
指定事業所以外が行なう多様なサービス利用	
ケアマネジメントC	初回のみのケアマネジメント
住民主体のサービス利用	

○鶴岡市介護予防・日常生活支援総合事業が実施されているが、介護予防ケアマネジメントにおいて多様なサービスを位置づけるまでにはいたっていない状況があるため、引き続きケアマネジャーや住民へ周知していく必要がある。
○介護予防通いの場づくりが広がることで、地域の支え合いの仕組みづくりにつながるため、引き続き推進する。



△口一寸三七七七七、必要とする地域包摺支援比率は、相融件数(実)に対する地域包摺支援比率より一つ大きい。相融機関実地図制度の利用による効率化、能率化のため、地域包摺支援事業者による地域包摺支援比率を算出する。



○相融内容△L-T11、認証等IC規格△相融件数(実)30年対比2,685件△T12、685件△T13、200件△T14、2年対比2,857件△相融向△T15。

3)権利擁護業務

高齢者に対する虐待防止や早期発見のための事業、権利擁護事業等に取組む。高齢者虐待防止等連絡協議会を開催し、情報交換、事例検討などを通じ、成年後見制度の活用促進や高齢者虐待防止ネットワークの環境整備を行う。

(1)成年後見制度利用支援業務実績

		30年度	元年度	2年度
市長申立件数		7	5	5
審 判 結 果	後見	7	4	4
	保佐	0	1	1
	補助	0	0	0
報酬助成件数(再掲)		8	14	9

(2)養護者による高齢者虐待の状況

		30年度	元年度	2年度
鶴岡市	相談・通報等新規	45	57	54
	虐待事実確認(再)	25	25	25
	虐待事実確認割合	55.6%	43.9%	46.3%
	老人福祉施設等措置(再)	1	1	1
山形県	相談・通報等新規	328	380	260
	虐待事実確認(再)	150	165	126
	虐待事実確認割合	45.7%	43.4%	48.5%

○2年度における通報事例のうち46.3%に虐待の事実が確認されている。

○認知症高齢者の増加に伴い、高齢者虐待や消費者被害の大きな要因になっているため、権利を守る取組がさらに重要となる。

○今後も適切な介護保険サービスの利用は勿論であるが、成年後見制度の普及・啓発や高齢者への虐待防止や早期発見のためのネットワークづくりに努める。

(3) 地域包括支援センター社会福祉士内部研修の開催

対象者:鶴岡市地域包括支援センター連絡会に所属する社会福祉士
内容:令和2年9月8日(火)「DV対応及び協力機関との連携、事例紹介について」
講師:鶴岡市健康福祉部子育て推進課

母子父子自立支援員・女性相談員 井上 紗子 氏

目的:高齢者虐待に係る相談対応においてDV対応に係る対応が求められるケースが増加している。関係機関と連携し、適切な対応を行うことができるよう、関連制度や具体的な支援について学び、支援における資質の向上及び関係機関との連携強化を図ることを目的として開催した。

(4) 地域包括支援センター社会福祉士資質向上研修の開催

対象者:鶴岡市地域包括支援センター連絡会に所属する社会福祉士

内容:令和2年11月10日(火)「身寄りのない高齢者の支援」

講師:一般社団法人山形県社会福祉士会 柴田社会福祉士事務所 柴田 邦昭 氏

目的:高齢者の単身世帯の増加や家族・親族関係の希薄化により、キーパーソンのいない高齢者に対する支援において対応に苦慮する事例が増加している。関係機関と連携し、適切な対応を行うためのポイントについて学び、支援における資質の向上を図ることを目的として開催した。

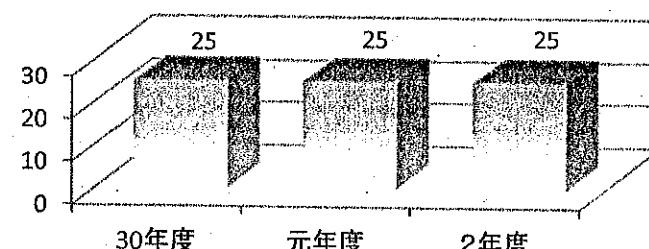
(5) 鶴岡市高齢者障害者虐待防止等連絡協議会

目的:高齢者及び障害者の人権擁護及び福祉の増進に向けて、高齢者及び障害者の虐待防止等に関する支援を協議するとともに、関係機関との連携強化を図りながら、地域における高齢者等の安心した生活の確保に資する。

開催日:第1回 令和2年11月17日(火)

第2回 令和3年 2月16日(火)

鶴岡市虐待事実確認件数



4) 包括的·繼承的方針來進行下支撐業務

同时，加强社会宣传，提高公众对慢性病的认识，鼓励健康生活方式，如均衡饮食、适量运动、戒烟限酒等，对于预防慢性病具有重要意义。

(1) 分離支撐專門員八〇四個別支撐

前年廣比	1.3	1.3	1.2
支援件數	968	1,245	1,502
30年廣	元年廣	2年廣	

(5) 分譲文機専門員と本ルートの研修会

目的：介護支援專門員業務の専門的技術の向上上、標準化を図る。
課題：令和3年1月29日（金）午後3時～5時
場所：出羽庄内国際村
内容：「介護支援専門員の技能向上会議」
講師：「介護支援専門員の技能向上会議」
講師：一般社団法人介護支援専門員協会
題旨：理事長 梶木信氏

(6) 国家公職文機事業所主任公職文機事業員員額

目的：韓國市內의 居宅分離支援事業所의主任分離支員、その役割은 주거지와 사업장을 분리하는 기관으로서 주거지와 사업장 간의 교통 불편을 완화하고 주거지와 사업장 간의 교통 불편을 완화하는 역할을 한다. 주거지와 사업장 간의 교통 불편은 주거지와 사업장 간의 교통 불편을 완화하는 역할을 한다.

(3) 地域力の侧面会議開催件数

前年度比	1.0	0.8	1.1
開催回数	71	55	58
30年度 元年度 2年度			

(4) 分體式探測器與現認調查實施(各年度當初)

居宅介護支援事業所数※1	53	52	51
介護支援専門員数(人)	183	172	175
(5)主任介護支援専門員数)	(60)	(56)	(59)
介護支援専門員数前年対比	1.00	0.94	1.02

*1 小規模多媒體能型居家介護支援事業所合規

(7) 医療と介護の連携研修会

目的：利用者が住み慣れた地域で安心して暮し続けることができるよう支援するため、医療と介護の多職種が相互に連携し効果的・効率的なネットワークの構築を図る。

※例年2回の研修会を開催していたが、令和2年度は新型コロナの影響により中止。

企画会議では、コロナ禍における、医療・介護職の研修開催の在り方などを検討する場となつた。

(8) 歯科医師と介護支援専門員との意見交換会

目的：歯科医師の業務理解と顔の見える関係づくり

※例年のような参集しての意見交換会（交流会）は、令和2年度は新型コロナの影響により中止。

役員間での打ち合わせを実施し、「在宅訪問歯科診療ができる歯科医院」のリスト更新等確認することができた。

○介護支援専門員の現任調査によれば、基礎資格が福祉職である方が85.2%を占めており、医療の知識等の経験値が少ない状況にある。

医療の基礎知識を得ることを目的にした研修会を行ない、ケアマネジメントの質の向上を図っていく必要がある。

○令和3年4月現在、居宅介護支援事業所は36か所、小規模多機能型居宅介護事業所は13か所合わせて49か所となっている。居宅介護支援事業所の介護支援専門員の数は142人、小規模多機能型居宅介護事業所は21人、合わせて163人の介護支援専門員が業務に従事している。その中で主任介護支援専門員の有資格者は59人、36.2%となっている。

○支援困難事例が増加する中、介護支援専門員及び主任介護支援専門員の人材の育成、資質向上に努めていく必要がある。

*平成30年の制度改革により、居宅介護支援事業所の管理者は、主任介護支援専門員でなければならないとされた。令和3年3月末までの経過措置とされていたが、省令改正により令和9年3月末まで延長。主任介護支援専門員未設置は5か所（令和3年4月）。

○介護支援専門員支援については、居宅介護支援事業所部会の役員と定期的に会議を開催しながら引き続き協働で取り組みを進めていく。